

暴風警報・特別警報発令に伴う授業措置

台風の接近など北大阪または、大阪市に「暴風警報」「特別警報（波浪・高潮以外）」（以下「警報」と略）が発令されているときは以下の措置をとる。

ただし、府教委の指示が出た場合はそれに従う。

（１）登校前

- ① 午前７時までに「警報」が解除され、かつ阪急電車が運行している場合は、平常通り。
午前１１時までに「警報」が解除され、かつ阪急電車が運行している場合は、解除時刻の２時間後から授業を行う。授業の実施方法については当日指示する。
- ② 「警報」解除後、阪急電車の運行開始が遅れる場合は、上記(1)の時刻を阪急電車の運行開始時刻に読み替えて授業を行う。
- ③ 午前１１時を超えてなお「警報」が発令中の場合は臨時休業とする。
なお、自宅待機・臨時休業のときは登校禁止とする。

（２）在校時

「警報」が発令された時は、下校・帰宅させるが、状況に応じて学校に留め置くこともありうる。

（３）その他

上記警報の有無に関わらず、地域的な大雨・洪水等や、交通機関の運行休止などやむをえない事情がある場合は、生徒は無理な登校せず、学校に連絡することとする。

交通スト時の授業措置

阪急電車が交通ストなどで運転されないときは、大阪府下に「暴風警報」が発令されているときと同じ措置を取る。なお、自宅待機・臨時休業のときは登校してはならない。